

八丈町における求職者等に対するセクシュアルハラスメント 防止指針

(目的)

第1条 この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）及び法に基づく厚生労働省指針の趣旨を踏まえ、八丈町（以下「町」という。）が事業主として講ずべき求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に関する措置その他必要な事項を定めることにより、求職者等が安心して求職活動等を行うことができる環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「求職者等」とは、求職者又は実際に求職活動を行っている者その他これに準ずる者をいう。

2 この指針において「求職活動等」とは、求職者等が、町職員募集への応募、町職員採用に関する情報の収集、町職員採用試験及び採用選考への参加その他職業の選択に資する活動をいう。

3 この指針において「セクシュアルハラスメント」とは、性的な言動により当求職者等の求職活動が阻害されること、又は求職者が当該性的な言動への対応により不利益を受けることをいう。

(基本方針)

第3条 町は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町職員は、求職者等の人格及び尊厳を尊重し、職員採用その他の求職活動等に関する場面において性的な言動を行ってはならない。

3 町は、求職者等からの相談、苦情その他の申し出を理由として、当該求職者等に対して不利益な取扱いを行わない。

(職員の責務)

第4条 町職員は、この指針の趣旨を理解し、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に努めなければならない。

2 町職員の採用募集、採用選考及び採用説明会並びにインターンシップその他求職活動等に関する業務に従事する職員は、公正かつ適切な採用選考等の対応を行わなければならない。

(禁止される性的な言動)

第5条 町職員は、求職者等に対し、次に掲げる性的な言動その他求職者等の求職活動を害する性的な言動を行ってはならない。

- (1) 性的な関心又は欲求に基づく発言又は質問
- (2) 容姿、身体的特徴、年齢、性的指向、恋愛、結婚、妊娠、出産その他私生活に関する不必要な発言又は質問
- (3) 身体への不必要な接触
- (4) 食事、交際その他私的な関係を求める言動
- (5) 私的な連絡先の交換を求め、又は私的な SNS 等による連絡を行うこと。
- (6) 採用、選考結果その他採用の利益又は不利益を示唆して性的な要求を行うこと。
- (7) 性的な内容の画像、動画その他これらに類する情報を示すこと。
- (8) その他求職者等に不快感を与え、又は求職活動等を困難にする性的な言動

(採用活動等における留意事項)

第6条 町職員は、求職活動等に関係する業務を行うに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 採用試験及び採用選考に必要な事項を除き、求職者等の私生活に関する質問を行わないこと。
- (2) 求職者等の接する際には、公平、公正かつ適切な対応を行うこと。
- (3) 面接その他の採用試験及び採用選考は、適切な場所、時間及び方法において実施すること。
- (4) その他求職者等が安心して求職活動等を行うことができる環境の確保に努めること。

(相談体制)

第7条 町は、求職者等からの相談に対応するため、総務課内に相談窓口を設置する。

2 相談窓口は、相談者の意向に配慮し、迅速かつ適切に対応するものとする。

(相談への対応)

第8条 町は、求職者等から相談又は申出を受けたときは、必要な調査を行い、事実関係を確認するとともに、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の対応に当たっては、相談者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。

3 具体的な対応は、八丈町職員のハラスメントの防止等に関する要綱（令和6年八丈町要綱。以下「要綱」という。）及び要綱第6条に定める指針の例による。

（不利益取扱いの禁止）

第9条 町職員は、求職者等が相談を行ったこと、相談に協力したことその他セクシュアルハラスメントに関する対応に関与したことを理由として、当該求職者等に対し不利益な取扱いを行ってはならない。

（研修及び周知）

第10条 町は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止を図るため、町職員に対する研修その他必要な啓発を行うものとする。

2 町は、この指針及び相談窓口について、町職員及び求職者等に周知するものとする。

（補則）

第11条 この指針に定めるもののほか、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この指針は、令和8年10月1日に施行する。